



令和6年7月4日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口 ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金の令和6年度改正を諮問

福井労働局(局長 石川良国)は、本日開催の福井地方最低賃金審議会(会長 岡崎英一)において、令和6年度の福井県最低賃金の改正を諮問しました。

最低賃金法第10条では、「都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」とされています。

今後、同審議会等では、本年10月上旬発効を目指して、福井県最低賃金の改正決定に向けた具体的な審議が行われます。

なお、福井県最低賃金の年次別推移は、次のとおりです。

福井県最低賃金の年次別推移

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
最低賃金額(時間額)(円)	829	830	858	888	931
引上げ額(円)	26	1	28	30	43
引上げ率(%)	3.24	0.12	3.37	3.50	4.84
諮問日	7/5	7/6	6/23	7/5	7/3
答申日	8/7	8/6	8/5	8/8	8/7
発効日	10/4	10/2	10/1	10/2	10/1